

平成 20 年 3 月 11 日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

『次の内閣』ネクスト 厚生労働大臣 山田 正彦
原爆症認定制度見直し作業チーム座長 高木 義明

原爆症認定問題に関する申し入れ

厚生労働省は本年 2 月 25 日、疾病・障害認定審査会の原子爆弾被爆者医療分科会を開催し、原爆症認定についての新たな指標となる「新しい審査の方針（仮称・案）」及び、「原爆症認定審査の体制について（案）」を示し、4 月からの運用を目指している。

両案は、被爆者救済の方向に一步前進したという点で一定の評価はできる。しかし、その一方で控訴を取り下げないことは、勝訴者でも新たな指標によって救済されない可能性もあるという矛盾をはらんでおり、高齢化する被爆者の救済に十分資するものとはいえない。

また、審査にあたる医療分科会の体制についても、今後予想される申請者の増加に十分対応できているとはいいがたい。

さらに、この新しい方針によってどのように認定されていくのか、とりわけ個別審査については具体的内容すら明示されておらず、被爆者の不安は絶えない。

よって、民主党は、次のとおり厚生労働大臣に申し入れを行う。

記

1. 大阪高裁、広島高裁、名古屋高裁、仙台高裁、東京高裁、熊本高裁に係属している全ての原爆症認定訴訟について控訴を取り下げること。
2. 新しい審査の方針に、列記された 5 つの疾病以外も認定されうることを明記すること。
3. 申請数増加に対応できる審査体制を早急に築くこと。
4. 被爆者の不安を払拭するため、被爆者団体との協議を継続するとともに、各地域においても、被爆者との意見交換の場を設けること。

以上